

SHISAI

Quality Report 2024

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024年9月

史彩監査法人

CONTENTS

01 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の代表社員からのメッセージ
2. 経営理念及び行動指針
3. 事務所概要

02 品質管理の状況等

1. 品質管理体制
2. 外部モニタリング
3. 人材育成
4. ITへの対応
5. 国際対応
6. ステークホルダーとの対話
7. 監査クライアント

01.

監査品質向上に向けた 取組及び事務所概要

1. 監査事務所の代表社員からのメッセージ



代表社員（最高責任者） **伊藤 肇**

次世代の監査法人としての信念

会計監査で保持すべき第一の品質は重要な不正や誤謬を見逃さないことであり、高度なプロフェッショナリズムにより成しうる仕事です。そして、この仕事は広範で奥深く、クライアントの健全な発展にも十分に寄与し、生涯の職業としてやりがいにも満たしたものであると思っています。

監査の手続には随所に創意工夫が必要であり、幅広い知識とクライアントの理解、起きた事象をありのままに捉えてその背景を見抜く洞察力、クライアントとの円滑なコミュニケーション、そしてなによりも誠実性が欠かせません。

史彩監査法人は、職業的会計人それぞれが形式的な監査手続に傾倒することなく、あくまでも会計監査の本質を貫き、わたしたちの仕事がクライアントと社会に貢献していることを体験し続けることを通して、この職業への誇りと自信を取り戻し、監査法人業界が再びイキイキと活性化することを目的として設立されました。

職業的会計人としてのチャレンジを大いに推奨する。ミスは必ず起こるものと捉えて寛容に受け容れ、直ちに共有し、誠実に対応する。仲間を尊重し支え合う。お互いに切磋琢磨して成長の足を止めない。それらのひとつひとつの行動を育む法人の姿勢が監査品質の土台であると考えています。

1. 監査事務所の代表社員からのメッセージ



代表社員 田和 大人

監査現場から考える品質管理

財務諸表における不正を見逃さず、重要な誤りを未然に防止すること、それこそが監査人の使命であり、社会が監査人に対して求めていることであることを、史彩監査法人所属の全メンバーは常に意識し、業務において実践しています。

高い監査品質を保持するための鍵は適切な監査チームを組成することにあると考えています。我々は後発の監査法人であり、所属メンバーは主に大手監査法人で多様な経験を積んだ者により構成されていますが、採用においては、必要十分な監査業務の経験と監査に対する熱意のある方を厳選しています。それにより、業務執行社員から現場主任クラス、スタッフクラスまで経験と知識のバランスがとれた監査チームを全ての監査ジョブにおいて組成し、常に適正な品質を確保することに努めています。

法人経営においては、徒に売上規模を追うことなく、監査リソースの目的が立ってから新規業務を受嘱するサイクルとし、業務量と人員数とのバランスを取ることを重視しており、役職員全員が監査の品質が何よりも優先されるべきとの考え方を共有しています。

人材育成について

我々の人員構成は現時点ではほとんどがキャリア入所者で占められていますが、公認会計士試験合格者の新規採用にも積極的に取り組んでおり、毎年採用実績を上げています。会計監査業界に新しく入って来る者を適切に指導し、育成することは監査法人に課せられた使命の一つであると考えています。その点、史彩監査法人には豊富な監査経験と様々な知見を有するメンバーが多く在籍しており、また、対面でのコミュニケーションを重視した働き方としているため、一人ひとりに対して業務を通じて育成を行う環境が整っております。適正な監査品質を満たすことのできる優秀な人材を多く育て、監査を通して日本経済に貢献することを目指して参ります。



代表社員 西田 友洋

品質管理本部責任者

真の品質管理を考える

昨今、日本では会計の不正事例が、多く発生しています。そして、監査業界では不正事例が発生するたびに、「監査の品質」の重要性が叫ばれ、監査のルールが厳しくなる傾向にあります。また、会計基準、開示は年々増加し、ルールの増加・ルールの形式的運用・重複作業等が増えています。

そのため、現状では監査人がクライアントの状況を正確に把握した上で会計処理及び監査手続に十分に向き合う時間を確保することが難しく、会計・監査のプロと呼ばれる人材が育ちにくい環境になっていると考えています。

そこで、史彩監査法人では、ルールを正確に理解した上で形式的なルール運用を避け、かつ、重複作業の削減化を図る工夫を行っています。また、実務で使える研修プログラムの開発を心がけています。このような工夫により、会計・監査のプロと呼ばれる人材を育て、品質管理を重視した日本社会・企業に貢献できる監査法人を目指しています。

品質管理本部体制について

史彩監査法人では、品質管理本部を設置し、属人的ではない組織的な品質管理体制を確保しています。また、品質管理の体制を充実させるためには、人材の育成が欠かせません。そのため、監査現場の人材のみならず、品質管理本部の人材の育成にも励んでいます。そして、アンケートの実施や品質管理本部メンバーとの定例会議等により現場の声を吸い上げ、形式的なルールづくりではなく、実質の判断ができるようなルール作りを心掛けています。

01. 2. 経営理念及び行動指針

■ 経営理念

本質的で付加価値の高い監査を追求し、私たち自身とクライアント、そして、彩りある未来に貢献する

■ 行動指針

経営理念を実行するために、5つの行動指針を掲げています。



誠実

品位を保持し、クライアントと仲間に対して誠実に行動します

信念

不正を見逃さず、かつ、企業の成長に寄与する姿勢を貫きます

成長

価値のあるサービスを提供するために、知識を深め技能を高め合います

挑戦

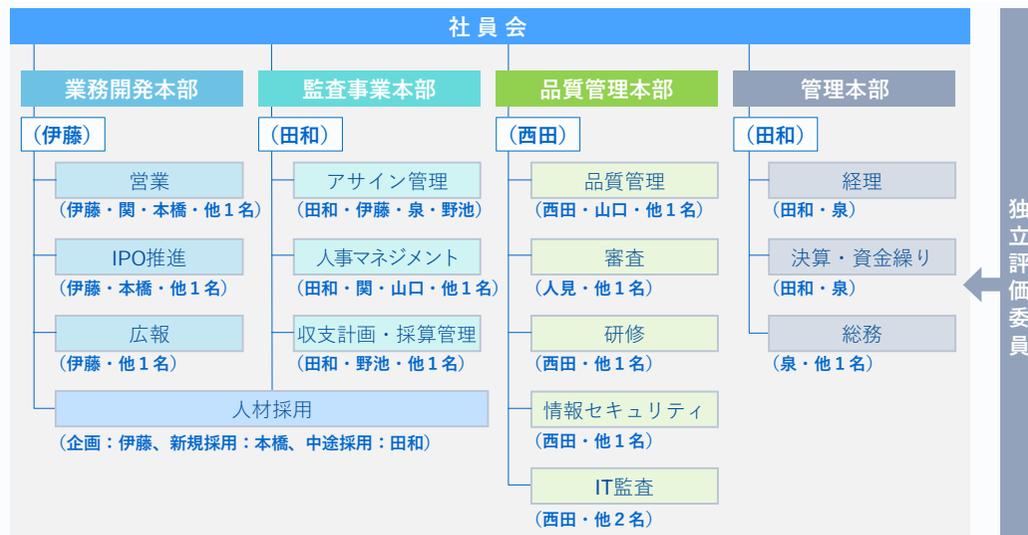
ミスを恐れず挑戦する人を応援します

尊重

共に働く仲間を尊重し、楽しさとやりがいを追求します

01. 3. 事務所概要

■ 組織図 (2024年7月1日現在)



■ ガバナンス体制

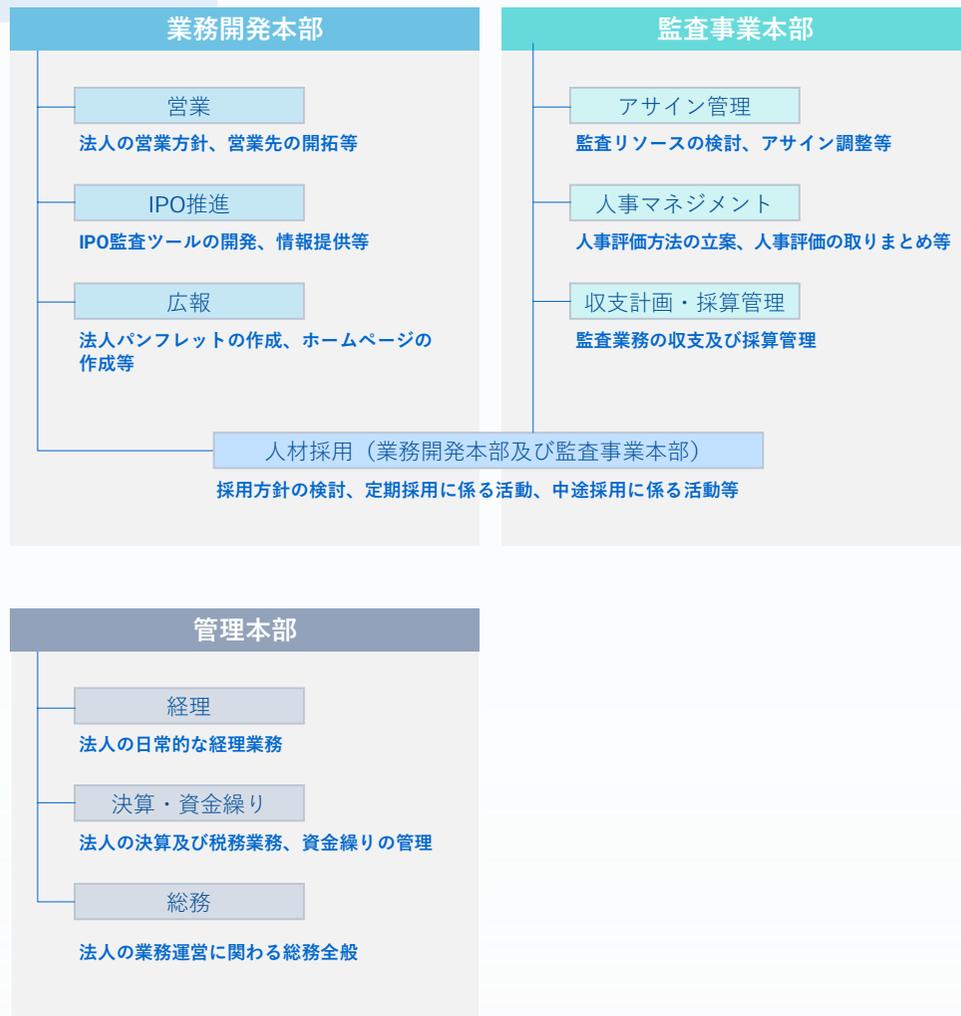
史彩監査法人のガバナンス体制は、全パートナーで意思決定をする社員会、実務を担う本部により構成されます。本部は、「業務開発本部」「監査事業本部」「品質管理本部」「管理本部」の4つで構成され、適切に職務分掌を行い、相互牽制が働く組織としています。

これに加えて、これらの機関の活動を監視し、必要に応じて経営・人材育成・人事評価等に対する助言および意見具申する独立評価委員として、BACeLL法律会計事務所代表弁護士・公認会計士 石田恵美氏を選任しています。また、独立評価委員とは定期的に面談を行っています。

独立評価委員は、以下を考慮し、独立性を有していると判断しています。

- ❑ 史彩監査法人との過去・現在における取引関係の有無
- ❑ 史彩監査法人との過去・現在における雇用関係、委任契約関係の有無
- ❑ 他の監査法人への業務執行社員等としての関与の有無等

01. 3. 事務所概要



品質管理本部の部門の説明については「02.1.品質管理体制」をご参照ください。



02.

品質管理の状況等

02. 1. 品質管理体制

■ 品質管理体制

史彩監査法人では、品質管理本部を設置し、当該本部において法人内のルールの作成や情報提供等を行っています。具体的には、5つの部門を設け、各部門は以下の担当を担っています。

- **品質管理...**
品質管理に関する規程の作成・更新、監査マニュアルの作成・更新、各種ひな型の作成・更新、情報発信等。メンバーは、西田代表社員、山口社員、常勤職員1名の合計3名。
- **審査...**
業務執行社員及び審査担当社員のローテーション管理、日常的監視、定期的検証、審査書類の提出の確認等。メンバーは、人見社員、常勤職員1名の合計2名。
- **研修...**
研修カリキュラムの作成、研修の出席管理、CPD単位の管理等。メンバーは、西田代表社員、常勤職員1名の合計2名。
- **情報セキュリティ...**
法人内のシステム管理、情報セキュリティ全般。メンバーは、西田代表社員、常勤職員1名の合計2名。
- **IT監査...**
IT監査に関する情報提供、教育等。メンバーは、西田代表社員、常勤職員2名の合計3名。

■ 業務執行社員のローテーション

業務執行社員及び審査担当社員は、1つの監査業務に関与年数の上限を7会計期間と定め、各業務執行社員及び審査担当社員の関与年数の継続年数を制限しています。また、7会計期間を経た場合は、その後2会計期間のインターバル期間を設けています。

■ 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結に際しては原則、上級審査（審査担当社員1名と他上級審査員2名による合計3名）を行い、更新に際しては原則、審査担当社員による審査を行っています。具体的には、監査契約の新規締結及び更新締結の審査において、経営者の誠実性、会社の規模及び管理体制、監査実施者の能力・経験、その他契約の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事項等を検討しています。

■ 非監査業務

非監査業務については、監査品質に影響を及ぼさず、かつ、利益相反や独立性を害さない範囲で行っています。また、監査クライアントとの非監査業務契約の締結には、審査担当社員による審査を必要としています。

■ 監査チームの組成

各監査業務の監査チームの組成においては、監査クライアントの規模、業種の特殊性、取引の複雑性等を勘案し、十分な経験を有する業務執行社員、主査及び公認会計士とシステム関連の資格を有するIT担当者を選任しています。また、適切な監査を実施するに足るスタッフを配置しています。

■ 専門的な見解の問合せ

監査業務において、判断が難しい事項が発生した場合や専門的な見解が必要となった場合に、監査チームが専門的な見解の問合せをできる体制及び手続を整備しています。

02. 1. 品質管理体制

■ 審査の体制

監査業務に対する審査は、監査業務ごとに審査担当社員を選任し、監査の計画作成から監査意見形成までの全般にわたり、監査チームが行った監査手続や判断について客観的な視点から審査を行っています。

また、監査計画の作成から監査意見を形成するまでの過程で発生した重要な事項については、上級審査を行っています。

■ 研修体制

職業的専門家としての知識・能力を研鑽するために必須研修を定め、全職員が研修を受講することになっています。

具体的には、不正事例、職業倫理、インサイダー、情報セキュリティ、監査や会計のルールの改正等の研修を行っています。研修後は、研修に関して理解した内容、気づき事項等をアンケートで回答してもらい、今後の研修に役立てています。

また、日本公認会計士協会が定めるCPD単位の取得状況についても確認しています。

	2022年4月～2023年3月	2023年4月～2024年3月
法人の必須研修の受講	100%	100%
CPD単位の取得の未達成	0件	0件

	2022年4月～2023年3月	2023年4月～2024年3月
月例研修時間	40時間	40.5時間

■ 情報共有

史彩監査法人では、コミュニケーションツールを用いて、社員や品質管理本部等から会計・監査等に関する情報を発信しています。また、全職員もコミュニケーションツールを用いて意見や疑問を伝えることが可能であり、この意見等を監査の品質向上のために役立てています。

■ ホットライン

史彩監査法人のホームページにホットラインを設置し、職員、監査クライアント又はその他の第三者から情報提供を受ける体制を構築しています。

情報提供を受けた場合、当該情報は、品質管理本部が対応し、重要事項については独立評価委員に回付します。また、必要に応じて社員会に報告します。

02. 1. 品質管理体制

■ 独立性等の確認

毎年、7月に史彩監査法人及び職員が監査クライアントから独立性を保持していることを確認しています。また、情報セキュリティについて法人のルールを遵守していることやインサイダー規制に違反していないことを確認しています。

	2023年7月	2024年7月
独立性に関する確認の回答率	100%	100%
情報セキュリティについて法人のルールへの違反	0件	0件
インサイダー規制違反	0件	0件

■ 品質管理に関するアンケートの実施

毎年1回、品質管理に関するアンケートを実施し、全ての社員及び職員の品質管理への意識が十分であるか、品質管理に関する事務所の方針が浸透しているかなどを確認し、今後の品質管理活動に役立てています。

● 職員の品質管理に関するアンケート（2024年3月実施、対象者49名）



02. 2. 外部モニタリング

■ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

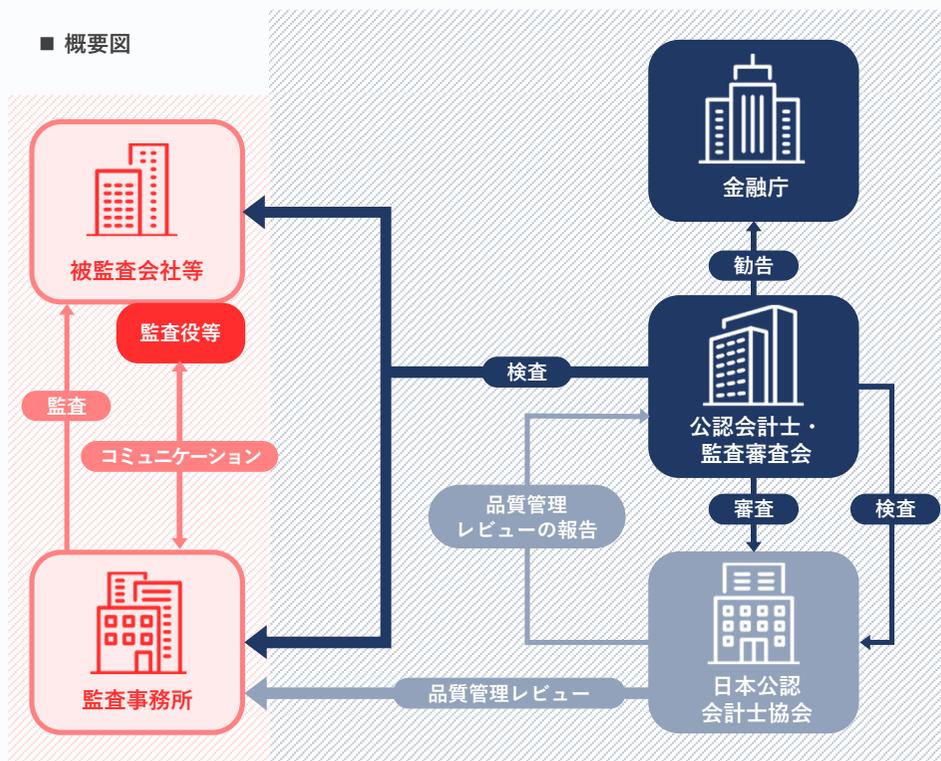
日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー（原則3年に1度））を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。史彩監査法人は、2023年11月に品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でありました。

■ 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、必要に応じて、監査事務所へ検査を行います。史彩監査法人では、過去、公認会計士・監査審査会による検査を受けたことはありません。

外部機関によるモニタリング

■ 概要図



02. 3. 人材育成

■ 人員数

史彩監査法人では、監査品質を確保するために必要な経験や能力を持ったメンバーで監査を行っています。

	2023年7月1日		2024年7月1日	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
社員	8名(*1)	—	9名(*1)	—
公認会計士	6名	18名(*2)	9名	23名(*2)
公認会計士試験合格者	5名(*3)	2名	5名(*3)	3名(*4)
その他	5名(*5)	—	6名(*6)	—
合計	24名	20名	29名	26名
	44名		55名	

(*1)うち、女性1名 (*2)うち、女性2名 (*3)うち、女性1名 (*4)うち、女性1名 (*5)うち、女性3名 (*6)うち、女性4名

■ 研修

日常的なOJTに加え、月例研修のカリキュラムを作成し、監査の品質管理向上のために必要な研修を行っています。

新人採用者に対して月例研修とは別に、新人研修のカリキュラムを作成し、監査業務の基礎について研修を行っています。中途採用者については中途入社研修プログラムを作成し、研修を行っています。また、職階に応じた階層別の研修も行っています。

■ 人事評価

職員の昇給及び昇格については、法人への貢献や監査品質の向上を重視し、毎年、人事評価を行っています。具体的には、職員はそれぞれの職階を踏まえた各自の目標を設定し、社員と同意します。その後、達成状況を確認した後に、複数の社員により人事評価を行い、各人にフィードバックをするとともに、給与や昇格に反映させています。

社員の評価については、各自、監査品質の向上を重視した目標設定を行い、達成状況を確認し、全社員でフィードバックを行い、報酬を決定しています。

■ 兼業及び副業

社員及び常勤職員の兼業及び副業については、監査業務への支障がない範囲内で認めています。また、利益相反や独立性の懸念がないことを社員会において確認しています。

02. 4. IT への対応

データを大量に扱い、深度ある監査を行うためには、ITの利用が欠かせません。また、監査法人は、監査クライアントの重要な情報を保有することから、セキュリティ対策の重要性を十分に認識しています。そこで、史彩監査法人では、監査業務の有効性向上及び効率化のためのシステム化及び情報漏洩対策のための情報セキュリティ対策として、以下の対応を行っています。

■ 電子監査調書

Caseware international Inc.が提供する電子監査調書ソフト「Caseware Working papers」を導入し、監査調書の電子化を行っています。また、監査報告書日又はレビュー報告書日から 60 日以内に「Caseware Working papers」の機能であるロックダウン処理を行うことにより、監査調書の改ざん又は修正できない仕組みとなっています。

■ サンプルングツール

IDEA Japans SmartAudit 社のサンプルングツールを使用し、サンプルングを行っています。

■ システム監査

システム監査技術者 2 名及び公認情報システム監査人 1 名が属しており、IT 全般統制及び IT 業務処理統制の評価を行っています。

■ 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策として、以下を実施し、情報漏洩等が発生しないよう対応しています。

- 全ての従業員に法人のパソコンを貸与しています。パソコンには、暗号化ソフトを導入しています。
- 監査調書は電子監査調書（「Caseware Working papers」）を導入し、クラウド（Amazon work spaces）上で作成しています。
- 電子メールの送信の際は、自動でパスワードが設定されています。
- 毎年、パソコン、貸与携帯、各種アカウントの棚卸を行い、貸与物の紛失がないこと、適切なアクセス権の付与が行われていることを確認しています。
- 情報セキュリティに関して、毎年研修を行っています。
- 毎年、法人の情報セキュリティのルールを遵守しているか全職員に確認し、回答書を入力しています。

02. 5. 国際対応

現在、史彩監査法人のメンバーにより十分な監査を行うことができる状況であることから海外のネットワークファーには属していません。ただし、今後、必要に応じて検討していきます。



02. 6. ステークホルダーとの対話

■ 監査クライアントとの対話

日々の監査業務、経営者ディスカッション、監査役等とのコミュニケーションを通じて監査クライアントとの対話を行っています。

監査現場で発生した重要な事象や監査クライアントからの貴重な意見等は、適宜、社員会で共有されています。

また、今後、監査クライアントの経営者や監査役等にアンケートを行い、監査品質の向上に役立てる予定です。



■ 投資家等との対話

監査の品質を持続的に向上させていくためには、監査クライアントや投資家等が、史彩監査法人の監査の品質の向上に向けた考え方や方針などを理解して頂くことが重要であると考えています。

そのため、監査クライアントや投資家等が史彩監査法人の監査の品質の向上に向けた考え方や方針などを理解して頂くために、「Quarity Report」を公表し、定期的に更新を行うことにより、説明責任を果たしていきます。

また、日本公認会計士協会等で株主や資本市場の参加者等との意見交換の場が設けられて場合には、積極的に参加し、ディスカッションを行い、今後の法人運営及び品質管理の改善に役立てていく予定です。

02. 7. 監査クライアント

監査クライアント数は、以下のとおりです。なお、日本公認会計士協会の倫理規則に規定される報酬依存度が15%を超えるようなクライアントはありません。

(2024年7月1日現在)

監査の種類	会社数
上場会社の監査 (*1)	14 社
非上場金融商品取引法・会社法監査 (*2)	1 社
Tokyo Pro Market・会社法監査	1 社
会社法監査	3 社
その他の法定監査	2 社
その他の任意監査 (IPO会社の監査)	11 社
合計	32 社

(*1) プリントネット(株)、スーパーバック(株)、(株)ジェネレーションパス、(株)串カツ田中ホールディングス、シリウスビジョン(株)、AHCグループ(株)、ログリー(株)、ミアヘルサホールディングス(株)、(株)モルフォ、横浜魚類(株)、(株)農業総合研究所、(株)イメージ・マジック、(株)くすりの窓口、Post Prime (株)
(*2) (株)ライオン事務器

